

千葉県休日救急診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月14日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第2号

千葉県休日救急診療所条例施行規則の一部を改正する規則
千葉県休日救急診療所条例施行規則（平成5年千葉市規則第18号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

保険診療以外の診療を受ける場合の使用料	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法（以下「健保額の算定方法」という。）の例により算定した額。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、健保額の算定方法の例により算定した額に、当該金額に100分の50を乗じて得た額を加えた額	
死体検案書	1通につき 4,950円	
診断書	簡単なもの	1通につき 2,200円 (消費税を課せられないものについては、2,000円)
	死亡診断書	1通につき 3,850円 (消費税を課せられないものについては、3,500円)
	複雑なもの	1通につき 3,850円 (消費税を課せられないものについては、3,500円)

	特殊なもの (自賠償関係、年金関係、保険会社提出関係診断書)	1通につき 5,500円
証明書	簡単なもの	1通につき 1,100円 (消費税を課せられないものについては、1,000円)
	複雑なもの	1通につき 2,750円 (消費税を課せられないものについては、2,500円)
	自賠償保険 用明細書	1通につき 4,400円

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の表の規定は、この規則の施行の日以後の死体検案書、診断書及び証明書の交付に係る手数料について適用し、同日前の死体検案書、診断書、特殊な診断書及び証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。